



平成 25 年 5 月 20 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株 式 会 社 S J I
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 李 堅
(J A S D A Q : 2 3 1 5)

問 合 せ 先 :
常務執行役員 コーポレート統轄本部長 大槻 二郎
TEL 03-5769-8200 (代表)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 20 日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更（発行可能株式総数の変更、単元株式数の新設）について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、本取締役会において「定款の一部変更の件」（単元未満株式についての権利の新設）を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 24 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、あわせてお知らせします。

なお、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更（発行可能株式総数の変更、単元株式数の新設）については、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 24 期定時株主総会における定款の一部変更（単元未満株式についての権利の新設）案の承認を条件としております。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割します。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数とします。

※本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が増加する可能性があり、株式分割の基準日最終の発行済株式総数を確定できないため、株式分割により増加する株式数を明示しておりません。

※平成 25 年 5 月 20 日現在の発行済株式総数で試算すると以下のとおりとなります。

株式分割前の当社発行済株式総数	827,799 株
今回の分割により増加する株式数	81,952,101 株
株式分割後の発行済株式総数	82,779,900 株
株式分割後の発行可能株式総数	141,000,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日 平成 25 年 9 月 13 日 (金曜日)
基準日 平成 25 年 9 月 30 日 (月曜日)
効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成 25 年 10 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)

※上記の単元株制度の採用に伴い、平成 25 年 9 月 26 日 (木曜日) をもって、取引所における売買単位は 1 株から 100 株に変更されることになります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行うことに伴い、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日として、会社法第 184 条第 2 項及び同法第 191 条の規定に基づき、本取締役会決議により当社定款の一部を変更（発行可能株式総数の変更、単元株式数の新設）するとともに、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 24 期定時株主総会に当社定款の一部変更（単元未満株式についての権利の新設）を付議するものです。

- ① 単元株制度を採用し単元株式を 100 株とするため第 6 条（単元株式数）を新設するものであります。
- ② 1 株を 100 株に分割する株式分割に伴い、当社発行可能株式数を増加させるため、現行定款第 5 条を変更するものです。
- ③ 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 7 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

なお、第 6 条（単元株式数）及び第 7 条（単元未満株式についての権利）の新設に伴い現行定款第 6 条以下の条数をそれぞれ繰り下げ、現行定款第 5 条の変更、第 6 条から第 7 条までの新設およびそれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則第 1 条を設けます。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。（下線部分に変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,410,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>141,000,000株</u> とする。
(新設)	(<u>単元株式数</u>) 第 6 条 <u>当社の単元株式数は、100 株とする。</u>
(新設)	(<u>単元未満株式についての権利</u>) 第 7 条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利</u>

<p>第<u>6</u>条～第<u>45</u>条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>を行使することができない。</u></p> <p><u>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>（3）株主の有する株式数に応じて募集新株予約権の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p>第<u>8</u>条～第<u>47</u>条（現行どおり）</p> <p><u>（附則）</u></p> <p><u>第1条 第5条の変更ならび第6条及び第7条の新設ならびにこれらに伴う条数繰り下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。</u></p> <p><u>2 本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</u></p>
---	---

以上